

資料 1

令和 7 年度岩手県観光地点パラメータ調査業務

## 企画コンペ実施要領

令和 7 年 3 月  
岩 手 県

この「企画コンペ実施要領」（以下「実施要領」という。）は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「令和7年度岩手県観光地点パラメータ調査業務」（以下「本業務」という。）に係る委託候補者の選定に関して、企画コンペに参加しようとする者（以下「参加者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般的事項を定めるものです。

## 1 事業の趣旨

県における観光の入込客数、観光消費額等を調査し、観光の実態を把握することにより、今後の観光振興施策の立案や観光関連事業者のマーケティングに役立つ有効性の高い観光統計を整備します。調査については、国土交通省観光庁が示す「観光入込客統計に関する共通基準」（以下、「共通基準」という。）等に基づいて実施します。

## 2 業務の概要

- (1) 業務名  
令和7年度岩手県観光地点パラメータ調査業務
- (2) 業務の仕様  
資料2「令和7年度岩手県観光地点パラメータ調査業務仕様書」（以下、「業務仕様書」という。）のとおり
- (3) 委託期間  
委託契約締結の日から令和8年3月31日（火）まで
- (4) 委託料の上限額  
8,946千円以内（税込）

## 3 参加者の資格要件

本業務の参加者は、次の要件を全て満たしている者とします。

- (1) 岩手県内に本社、支社、営業所又はこれらに類する事業拠点を有する者で、本業務の実施について、県の要求に応じて即時に対応できる体制を整えていること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしている者若しくは再生手続開始の申立てがされている者（同法第33条第1項に規定する再生手続開始の決定を受けた者を除く。）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしている者若しくは更生手続開始の申立てがされている者（同法第41条第1項に規定する更生手続開始の決定を受けたものを除く。）でないこと。
- (4) 会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）第381条第1項（会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第107条の規定により、なお従前の例によることとされる場合を含む。）の規定による整理開始の申立てをなされていない者であること。破産法（平成16年法律第75号）第18条若しくは第19条の規定による破産手続開始の申立てをなされていない者であること。旧和議法（大正11年法律第72号）第12条の規定による和議開始の申立てをなされていない者であること。

- (5) 企画提案書類の提出の日から委託候補者を決定するまでの間に、県からの受注業務に関し、指名停止の措置を受けていないこと。
- (6) 最近1年間の法人税、事業税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この号において同じ。）又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下この号において同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体に該当しない者であること。

#### 4 企画コンペ参加手続き等について

- (1) 実施要領等の交付  
企画コンペに関する実施要領等について、岩手県公式ホームページに掲載します。
- (2) 担当課（問い合わせ先・書類等提出先）  
岩手県商工労働観光部観光・プロモーション室 国内観光担当  
〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10番1号 岩手県庁舎2階  
TEL:019-629-5574 FAX:019-623-2001 e-mail:AE0006@pref.iwate.jp
- (3) 実施要領等に関する質問の受付・回答  
実施要領等に関する質問等は、下記により受け付けます。
  - ア 受付期間  
令和7年3月26日（水）から令和7年4月2日（水）午後5時まで
  - イ 提出方法  
質問の内容を簡潔にまとめ、【様式1-1】「実施要領等に関する質問票」に記入のうえ、電子メールにより提出してください。
  - ウ 回答方法  
受け付けた質問については、質問事項と回答事項を取りまとめ、岩手県公式ホームページに掲載します。
  - エ 回答期限  
随時回答するものとし、最終回答日は、令和7年4月4日（金）とします。
- (4) 企画提案書等の提出
  - ア 参加者は、以下に定める書類（以下「企画コンペ提案書等」という。）を、(2)まで持参又は郵送により提出してください。  
なお、参加者1者につき1提案とし、1提案に係る費用の総額は、2の(4)に定める委託料の上限額を超えないものとします。
  - イ 提出書類

ア	【様式1-2】企画コンペ提案書提出書	1部
イ	【様式1-3】会社概要及び過去5年間の類似事業の主な受注等実績	1部
ウ	企画提案書	5部
  - ウ 提出期限  
令和7年4月11日（金）午後5時まで
  - エ 持参の場合は、受付時間を午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとします。

オ 郵送の場合は、封筒の表に「企画コンペ提案書等」在中の旨を朱書きのうえ、(2)まで提出してください（上記提出期限必着のこと）。

カ 提出日までに提出しない者は、企画コンペに参加できないものとします。

キ 一度提出した企画コンペ提案書等は、これを書換え、引換え又は撤回をすることができないものとします。

(5) 企画提案の無効

企画コンペ参加者の資格要件を満たさない者、企画コンペ提案書等に虚偽の記載が判明した場合及び以下のいずれかに該当する企画コンペ提案は、無効とします。

ア 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 90 条（公序良俗違反）、第 93 条（心裡留保）、第 9 条（虚偽表示）又は第 95 条（錯誤）に該当する提案

イ 誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案

ウ その他企画コンペに関する条件に違反した提案

(6) 参加資格喪失及び参加辞退

企画コンペ参加者は、委託候補者を選定するまでの間に参加資格の要件を満たさなくなったときは、参加資格を失うものとします。

なお、書類提出後に参加を辞退する場合は速やかに【様式 1 - 4】企画コンペ参加辞退届を(2)まで提出してください。

## 6 受託候補者の選定方法等に関する事項

(1) 受託候補者の選定方法

企画コンペ参加者の企画提案の審査は、資料 3「企画コンペ提案審査要領」に基づき、審査委員会において行うこと。

なお、企画コンペ提案書等の内容が、2の(4)の委託料の上限額を超えた場合は、審査の対象とはならないものとします。

(2) 審査委員会の開催（予定）

ア 開催日 令和 7 年 4 月 17 日（木）

イ 開催場所 書面開催による

ウ 開催方法等

審査は、コンペ参加者から提出された、企画コンペ提案書に基づいて行うものとします。

## 7 契約に関する事項

(1) 契約書作成の要否

要

(2) 契約保証金

岩手県会計規則(平成 4 年岩手県規則第 21 号)に基づき判断します。

(3) 企画コンペ提案書等との関係

企画コンペ提案書等に記載された事項は、業務仕様書と合わせ、契約時の仕様書として扱うものとします。ただし、本業務の目的達成のために修正すべき事項がある場合には、県と受託候補者との協議により契約締結段階において項目を追加、変更又は削除を行うことができるものとします。

## 8 公正な企画コンペの確保

- (1) 参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはなりません。
- (2) 参加者は、企画コンペに当たっては、競争を制限する目的で他の参加者と参加意思及び提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に企画コンペ提案書等を作成しなければなりません。
- (3) 参加者は、委託候補者の選定前に、他の参加者に対して企画コンペ提案書等を意図的に開示してはなりません。
- (4) 参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、企画コンペを公正に執行することができないと認められるときは、当該参加者を企画コンペに参加させず、又は企画コンペの執行を延期し、若しくは取りやめることがあります。

## 9 その他

- (1) 提出書類の取扱い
  - ア 参加者が県に提出した書類（以下「提出書類」という。）に含まれる著作物の著作権は、参加者に帰属するものとします。
  - イ 提出書類は返却しないものとします。
  - ウ 提案内容に含まれる特許権など日本国内の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、原則として参加者が負うものとします。
- (2) 企画コンペに要する費用について  
全て参加者が負担するものとします。
- (3) コンペスケジュール（予定）

質問票の提出期限	令和 7 年 4 月 2 日（水）
質問に対する回答期限	令和 7 年 4 月 4 日（金）
企画コンペ提案書等提出期限	令和 7 年 4 月 11 日（金）
企画コンペ審査	令和 7 年 4 月 17 日（木）
企画コンペ結果通知	令和 7 年 4 月下旬
契約締結手続	令和 7 年 5 月中旬